

阿知須中学校いじめ防止基本方針



【めざす生徒像】 ふるさと阿知須を愛し、将来地域で活躍する子どもの育成

【校訓】至誠 創造 剛健

「至誠」 互いのよさや違いを認め合い、助け合う生徒

「創造」 目標をもち、自ら考え判断し実践する生徒

「剛健」 気力をもって、最後までやり抜く生徒

【PTA等との連携】

- PTA
- 学校運営協議会
- 地域協育ネット
- 地域生指PTA連絡協議会
- 民生委員・児童委員
- 青少年健全育成市民会議

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主任
教育相談担当、養護教諭
担任、該当学年主任、学年部
部活顧問、SC（SSW）

教育委員会（指導主事等）
児童生徒安心支援室チーム

【関係機関】

- 警察（生活安全課）
- 中央児童相談所
- 山口市こども家庭課
- 阿知須交番
- 山口市教育委員会
- 山口県教育委員会
- 医療機関や地方法務局等



【児童生徒安心支援室チーム】：山口市教育委員会より派遣

いじめ初動対応サポーター、いじめ不登校専門相談員、生徒指導推進専門員
少年安全サポーター

SC（緊急派遣）、SSW、教育相談員、あすなろ教育相談員、学校担当指導主事

生徒指導担当指導主事（必要に応じて医療、福祉等の関係機関や市の顧問弁護士と連携する）

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの定義に係る用語の解釈および留意点については「国の基本方針」を参照

【具体的ないじめの態様例】

◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

◇仲間はずれ、集団による無視をされる

◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

◇金品をたかられる

◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

◇パソコン（タブレット）や携帯電話（スマートフォン）で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※ これらの中には、生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもある。「いじめ」を確認した場合には、迅速・的確・丁寧な指導を行うとともに、解決に向けて粘り強く対応する。

【行動観察時のポイント】

- ◇登 校：登校渋り、あいさつ時の反応、顔色、表情、遅刻
- ◇朝 の 会：出席確認（連続・断続欠席）、健康観察（表情、顔色、体調）
- ◇授 業：入室遅れ、保健室利用の状況、授業態度、表情、顔色、早退
- ◇休憩時間：孤立していないか
- ◇昼 休 み：昼食中の会話など、休み時間の様子（生徒同士の関わり方）
- ◇放 課 後：あいさつ時の反応、表情、顔色、一人で下校、部活動欠席と活動の様子 等

【初期対応】：病気以外の理由で欠席の続く生徒への対応

- ◇欠席 1 日目：電話連絡「調子はいかがですか?」「変わりはありませんか?」
- ◇欠席 2 日目：家庭訪問「ご心配です、何か聞いておられますか?」心配している事を伝える
- ◇欠席 3 日目：家庭訪問本人確認、「状況を聞き取ります」「今後の事のお話をしましょう」

※ 欠席が 3 日以上続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく、学年、教育相談部、SC 等で役割分担を決め、連携して対応する。

※ 「不登校・いじめ対応カード」を利用し、情報の共有を図る。いじめの有無にかかわらず、病気以外の理由で連続 3 日または、1 ヶ月で断続 5 日の欠席があった生徒の実態把握と報告を速やかに行う。条件を満たした時点で提出する。

担任 → 学年 → 教育相談担当 → 生徒指導主任 → 管理職 → 市教育委員会

【いじめの防止】

児童等はいじめを行ってはならない（いじめ防止対策推進法 第 4 条）

いじめ防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをすすめるとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。

（1）生徒間の人間関係づくり

- ①主体的に取り組む協同的な活動を仕組み、自己有用感を感じられる絆づくりを進める。
- ②生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりを心がける。

（2）生徒指導・教育相談の充実

- ①SC や SSW と連携した研修を設定し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。また、ペップトーク、アンガーマネジメント等にもふれ、研修の充実を図る。

※ Pep talk：スポーツ選手を励ますために指導者が試合前や大事な練習の前に行う短い激励のメッセージのことを指す。現在は語学と心理学の分析も進み、アメリカではセールスマンの営業研修や IT 技術者のモチベーションアップ研修にも取り入れられている。語源は pep（元気）、pep up（元気づける）という言葉から来ている。

※ Anger Management：アンガーとは、怒りやいら立ちといった感情のこと。衝動にまかせて怒りを爆発させるのではなく、上手にコントロールして適切な問題解決やコミュニケーションに結びつけることをいう。

- ②いじめの未然防止に係る実効性のある取組事例を周知し、的確な対応を心がける。
- (3) 伝え合い、認め合い、支え合い、高め合う取組の実施
 - ①環境や目的に応じて言葉や顔の表情、身振り手振りを使い分ける力を高める。
 - ②日記や作文、発表など常に言語表現を磨き、コミュニケーション能力の向上を図る。
- (4) A F P Yによる授業改善の推進
 - ①他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合うようにさせる。

※ **AFPY** : **A**dventure **F**riendship **P**rogram in **Y**amaguchi の略で、山口県において行われてきた体験活動および野外活動の伝統と実績を踏まえて考案された、山口県独自の体験学習 方法のこと。

- ②他者や集団とより良く関わろうとする意志をもち、それに基づいた行動の両方が尊重される（否定されない）場づくりや集団づくりを進める。
- (5) 家庭・地域社会との連携
 - ①ボランティア活動や地域行事への積極的参加を奨励する。
 - ②異年齢・異世代交流の充実が図れるように、行事や生徒会活動を仕組む。
- (6) 校種間（小・中）連携の充実
 - ①指導や支援が適切に行えるように、学校相互間での情報共有と打ち合わせを行う。
- (7) 情報モラルやネットマナー教育
 - ①情報化社会に必要な態度や知識・判断力の育成を行う。
- (8) 各相談窓口の周知・徹底（参考資料：「相談窓口一覧」（別紙）参照）

【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査やFit、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る
 - ①週一回の生徒指導委員会で、情報交換を行い、きめ細かい情報収集を心がける。
 - ②気がついたタイミングで、早めに打ち合わせや学年ケース会議を行うように心がける。
- (2) 生活アンケート（週1回を原則）等のアンケートやFit等で生徒理解を図る
 - ①定期の生活アンケートやFitを実施し、実態把握に努めるとともに生活目標をもたせる。

※ **Fit** : 中学生の期待や不安、学校との関わりについて、「友人関係」「安心感」「教師との関係」等7つの側面について、多角的にアプローチするアンケートである。

- (3) 日記・生活ノート等での人間関係づくりに努める
 - ①日記は毎日目を通し、生徒の状況把握に努めるとともに、信頼関係を深める。
 - ②生徒への声かけを積極的に行い、会話ができる関係の保持や絆づくりを行う。
- (4) 生徒とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動や変容を観察する
- (5) 不登校早期対応カードを利用し、情報共有と早期対策を図る

【いじめに対する措置】

いじめを発見または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を心がける。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(1) 第一通報者から事実確認

①通報者の思いの共感的理解と事実確認（5W1H および時間的経過の確認）を行う。

※ when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、who：どのように

(2) 報告（学年、生徒指導担当、教育相談担当、教頭、校長）・連絡・相談＋記録

(3) 「いじめ速報カードの作成」 → 教育委員会と連携

(4) 「いじめ対策委員会」の開催 → 教育委員会に報告

①情報集約（時系列での情報の蓄積を行う）、情報の共有

②生徒・保護者への対応（被害生徒・加害生徒・傍観者等）を検討する。

③状況に応じて、関係機関等と連携を図る。（中央児相・山口警察・山口地方法務局等）

(5) 当事者・周囲からの聴取（調査）

①被害生徒、加害生徒、及び周囲の生徒から聴取、5W1H でペーパーにまとめる。（速報提出）

(6) 職員会議の開催（必要に応じて）

①全教職員への周知と共通理解を徹底する。

②今後の対応策の検討（ケース会議または打ち合わせ）と役割分担を行う。

(7) 生徒、保護者への対応

①被害生徒への指導・支援について確認する。

・共感的理解、教育相談担当者および SC 等による心のケア、家庭訪問

・緊急避難（相談室、欠席、一時保護（関係機関との連携））

②加害生徒への指導・支援を行う。（懲戒、出席停止制度の適切な運用等）

・謝罪について

・SC 等による心のケア（SC や SSW の緊急派遣申請：下記重大事態への対応）

学級（周りの生徒）への指導（はやしたてる者（観衆）、見て見ぬふりをする者（傍観者））

関係機関等との連携（一段落したら続報提出）

【重大事態への対応】

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと認めるとき、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、所轄の教育委員会および知事および関係機関へ報告し、①調査主体の決定、②調査組織の構成、③調査結果の報告（別紙：いじめ事案調査報告書）および提供を速やかに行う。

(1) いじめられている生徒への対応

①「いじめ対策委員会」が中核となり、山口総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、解決に向けて様々な取り組みを進める。

・緊急避難としての欠席や学級替え等を対策委員会で検討する。

・必要に応じて山口市教育委員会教育長宛に SC 緊急派遣申請（別紙様式）を行う。

・必要に応じて山口市教育委員会教育長宛に SSW 緊急派遣申請（別紙様式）を行う。

(2) いじめている生徒への対応

①いじめられている生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解と協力を得ながら、対

応を進める。

- ・個別指導により、いじめは心と体を傷つけるだけでなく、不登校や命を奪うことにもつながりかねない重大な問題であることを理解させる。
- ・山口県教育委員会とも協議の上、懲戒や出席停止等を実施する。
- ・当該行為が犯罪行為である疑いのある場合は、警察署などと連携する。
- ・必要に応じて山口市教育委員会教育長宛に SC 緊急派遣申請（別紙様式）を行う。
- ・必要に応じて山口市教育委員会教育長宛に SSW 緊急派遣申請（別紙様式）を行う。

（３）学校による調査

- ①必要に応じて弁護士（窓口：学校長または教頭）、医師、民生委員、人権擁護委員など、外部専門家とも連携して聞き取りや質問紙での調査を行う。
- ②調査の進捗状況や結果については、適時適切に被害生徒と保護者に説明を行う。また、被害生徒や保護者の希望がある場合は、所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添える。

【自殺の背景調査における留意事項】

- 遺族が切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に尊重する。
- 在校生およびその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や聞き取りを含む詳しい調査を提案する。
- 詳しい調査の目的や目標、調査組織の構成や期間、その方法について合意を得る。
- 調査を行う組織は、弁護士や精神科医など専門的知識および経験を有する者で構成する。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進める事が必要であり、専門家の援助も求める。
- 情報発信・報道対応についてはプライバシーに配慮し、正確で一貫したものとする。

4月	いじめ基本方針の確認		○ 週1回生活アンケートの実施
5月	PTA 総会での説明	運営協議会	○ 学期1回Fit アンケートの実施
6月	いじめ対策委員会	教育相談	○ 週1回生徒指導委員会の実施
7月	生徒総会		○ いじめ撲滅掲示物の教室
8月	校内研修会		
9月	休み明けアンケート		
10月	いじめ防止強調月間		
11月	いじめ対策委員会	教育相談	
12月	人権週間	運営協議会	
1月	休み明けアンケート		
2月	入学説明会での説明	教育相談	
3月	いじめ基本方針の見直しと改善	引き継ぎ	

様々な関係機関にも相談窓口があります

【子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター】

電話相談・メール相談・FAX 相談・来所相談の予約。
電話相談とメール相談は下記のとおり開設していますので、ご利用ください。
「子どもと親のサポートセンター」及び「ふれあい教育センター」への来所相談の予約（初回面接）は、「ふれあい総合テレホン」で受け付けます。

『ふれあい総合テレホン』

教育に関するあらゆる相談に応じます。

電話番号：083-987-1240

実施日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）

対応時間：月・水・金は 8:30～17:15、火・木は 8:30～21:00

『いじめ 110 番』

いじめにより、つらい思いをしている子どもとその保護者の相談に応じます。

電話番号：083-987-1202

実施日：毎日

対応時間：24 時間対応

『ふれあいメール』

メールでの相談に応じます。

soudan@center.ysn21.jp

『ふれあい FAX』

FAX での相談に応じます。

FAX 番号：083-987-1258

『子どもと親のサポートセンター』

〒754 - 0893

山口県山口市秋穂二島 1062

電話 083-987-1242

F A X 083-987-1259

電子メール support@center.ysn21.jp

【山口市教育委員会・山口市教育相談室】

『山口市教育委員会』

電話番号：083-934-2863

『山口市教育相談室』

電話番号：083-922-3749

『子ども家庭課』

電話番号：083-934-2797

【山口南警察署・阿知須交番】

『山口南警察署』

電話番号：083-927-0110

『阿知須交番』

電話番号：0839-65-2041

【山口県中央児童相談所】

『山口県中央児童相談所』

電話番号：083-934-2797